

意見募集要領

「第二次東大和市緑の基本計画（素案）」に対するパブリックコメントを実施します。

市では、「東大和市緑の基本計画」（平成11年10月）の次期計画である「第二次東大和市緑の基本計画」の策定を進めています。このたび、素案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。意見提出方法等は次のとおりです。

1 「第二次東大和市緑の基本計画」策定の目的

「緑の基本計画」は都市緑地法第4条に基づき、市区町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

現行計画の計画期間が平成30年度で満了することから、社会情勢の変化、関係法令の改正や上位計画・関連計画の改定など、本市の緑を取り巻く環境の変化を踏まえ、次期計画を策定するものです。

2 素案の名称

第二次東大和市緑の基本計画（素案）

3 素案の概要

計画の構成は次のとおりです。

- (1) 計画改定の考え方
- (2) 緑と水の役割
- (3) 緑と水の変遷
- (4) 緑と水の現況と課題
- (5) 緑と水の将来像と基本方針
- (6) 将来像を実現するための計画

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成30年12月6日（木）から平成31年1月4日（金）まで（消印有効）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 素案の閲覧方法

- (1) 市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 都市建設部都市計画課（東大和市役所 2 階 2 番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

都市建設部 都市計画課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 都市建設部都市計画課（東大和市役所 2 階 2 番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央 3-930 東大和市都市建設部都市計画課宛て
- ・ FAX 042-563-5930
- ・ 電子メール toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方は、平成 31 年 2 月下旬を目途に市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。